

## 有田町営業時間短縮協力金交付要綱

令和3年 2月 2日  
告示第18号

### (趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症対策として佐賀県が交付する、佐賀県時短要請協力金を受けた飲食店等に上乗せ補助金として有田町営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 協力金の交付の対象となるものは、町内で飲食店等を営む事業者で、令和3年1月21日から令和3年2月7日までの営業時間短縮の要請に応じて佐賀県時短要請協力金を受けたものとする。

### (協力金の額)

第3条 協力金の額は、1店舗あたり18万円とする。

### (協力金の申請)

第4条 交付対象者は、協力金の交付を受けようとするときは、有田町営業時間短縮協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 佐賀県時短要請協力金を受領したことがわかる書類（県から受領した交付決定通知書の写し又は振込があったことがわかる通帳の写し）
- (2) 町内で飲食店等を営んでいることを確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (申請期間)

第5条 申請期間は、令和3年2月15日から令和3年3月31日（消印有効）までとする。ただし、持参の場合は最終日17時までとする。

### (申請方法)

第6条 申請は、原則として郵送とする。この方法により難しい場合は持参も可とする。

### (協力金の交付決定)

第7条 町長は、第4条による申請があった場合においては、その内容を審査した結果、適当と認めたときは、速やかに協力金の交付を決定し、協力金を交付するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果を有田町営業時間短縮協力金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第2号）又は有田町営業時間短縮協力金不交付決定通知書（様

式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第8条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の交付を受けたとき。

(交付金の返還)

第9条 町長は、前条の取消しを行った場合において、既に協力金を交付しているときは、有田町営業時間短縮協力金返還命令書(様式第4号)により、返還を命ずるものとする。

附 則

この告示は、令和3年2月15日から施行する。